

徳島県男女共同参画基本計画策定部会設置運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県男女共同参画推進条例第24条及び徳島県男女共同参画会議運営要領第11条の規定に基づき、徳島県男女共同参画基本計画策定部会（以下「部会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 徳島県男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に必要な事項の調査審議に関する事務を所掌するため、部会を置く。

（組織）

第3条 部会は、委員8人以内で組織する。

（部会長及び部会長代理）

第4条 部会に、部会長1人及び部会長代理1人を置く。

2 部会長及び部会長代理は、徳島県男女共同参画会議の会長が指名する。

3 部会長は、会務を総理する。

4 部会長代理は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会の招集）

第5条 部会は、部会長が招集する。

（部会の公開）

第6条 部会の公開については、徳島県男女共同参画会議運営要領第3条及び第4条の規定を準用する。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、徳島県こども未来部男女参画・青少年課において処理する。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

1 この要領は、令和8年8月5日から施行する。

附則

2 この要領は、徳島県男女共同参画会議が徳島県知事の諮問（令和8年8月5日男女第174号）に応じ、徳島県男女共同参画基本計画のあり方について、答申を行った日をもって廃止する。